

# 松浪中学校同窓会会則

## 第1章 名称

第1条 本会は茅ヶ崎市立松浪中学校同窓会と称し、事務局を茅ヶ崎市立松浪中学校内（神奈川県茅ヶ崎市松浪2丁目6-47）に置く。

## 第2章 目的

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、茅ヶ崎市立松浪中学校（以下本校と称する）の発展に寄与することをもって目的とする。

## 第3章 会員及び客員

第3条 本会は本校の卒業生を会員として組織する。また、本校に在学した者で希望する者は会員とすることができる。

第4条 会員は終身会費を納入するものとする。

第5条 本校の教職員及び旧教職員を客員とする。また役員会で適当と認めた者も客員とすることができる。

## 第4章 役員・委員

第6条 本会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 2名（1名は本校教職員を充てる）
- (4) 会計 2名（1名は本校教頭を充てる）
- (5) 幹事 若干名

第7条 本会に次の委員を置く

- (1) 会計監査委員 2名
- (2) 学年代表委員 若干名
- (3) 臨時特別委員 若干名

第8条 本会に名誉会長をおき、名誉会長は松浪中学校の現職校長とする。

## 第5章 役員・委員の任務

第9条 役員・委員の任務は次のとおりとする

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長を代理する。
- (3) 書記は会の事務を処理する。
- (4) 会計は会の経理を処理する。
- (5) 幹事は本会の運営に携わる。
- (6) 会計監査は本会の会計を監査する。
- (7) 学年代表委員は同期会員の連絡を図り、必要に応じて本会の運営に携わる。
- (8) 臨時特別委員は臨時特別委員会に携わる。

## 第6章 役員・委員の任期

第10条 役員・委員の任期は次のとおりとする

(1) 役員・委員の任期は1年とする。

(2) 役員・委員の再任は妨げない。

## 第7章 役員・委員の選出

第11条 役員は総会にて選出される。

第12条 会長・副会長は役員会にて会員の中から選出する。

第13条 書記・会計・幹事は会長が委嘱する。

第14条 会計監査は役員会にて会員の中から任命する。

第15条 学年委員・臨時特別委員は会長または役員会が委嘱する。

## 第8章 会議

第16条 会議は、総会、役員会、臨時委員会、その他必要とする会議とする。

(1) 総会は、必要に応じて開催する。

(2) 会議の議決は出席者の過半数をもって行うものとする。

(3) 役員会は会長が招集し、1年に1回以上開くことを原則とする。

(4) 役員会は、本会の目的達成のための事項について審議し決定することができる。

(5) 臨時委員会は、会長または役員会が必要と認めた場合に限り設けることができる。その任務が終了した時点で解散する。

## 第9章 事業

第17条 本会は第2章の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 会員相互の親睦と福利厚生

(2) 会員名簿の作成

(3) 本校教育施設の整備

(4) 会員相互の親睦のために「同窓会だより」を発行する。

(5) その他の必要事業

## 第10章 会計

第18条 本会の経費は会員の会費その他をもってこれに充てる。

第19条 会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第11章 改正

第20条 会則は役員会出席者の過半数の同意で改正ができる。

## 第12章 雑則

第21条 この会則に定めのない事項は役員会で決定する。

## 附則

1 本会則は平成18年9月2日より施行する。

2 令和4年6月10日改正

3 令和6年6月19日改正